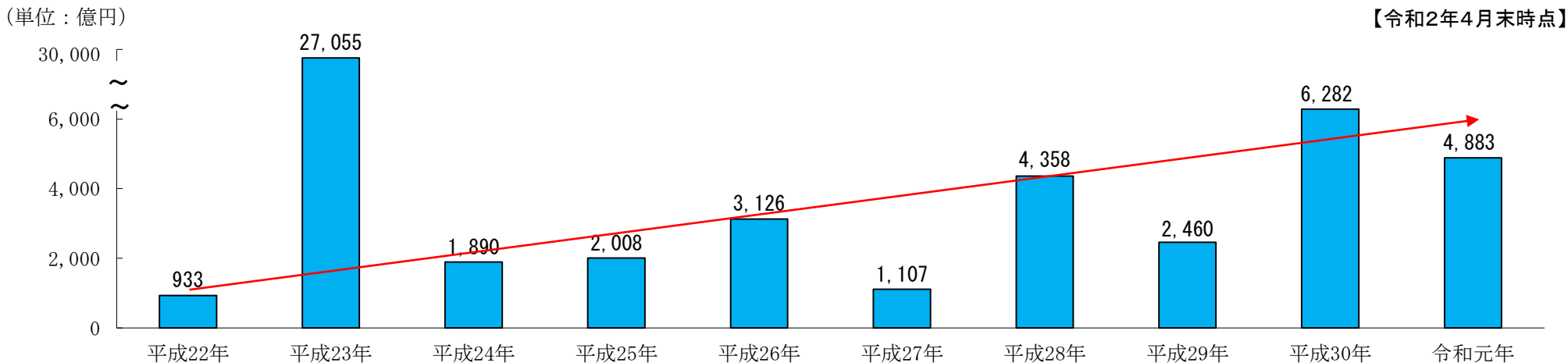


- 令和元年は、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等、令和2年は、令和2年7月豪雨などの大きな災害により、農林水産関係の甚大な被害が発生。
- 近年、異常な災害が頻発し、農林水産関係の被害額は増加傾向（被害額は農林水産関係で集計）。



令和元年8月の前線に伴う大雨(8.26～29)	
農作物等	47.8億円
農地・農業用施設	123.5億円
林野関係	53.2億円
水産関係	0.3億円
合計	224.8億円

・九州北部地方を中心に一部地域では総降水量が600mmを超えるなど、記録的な大雨。
 ・水稲や大豆等の冠水・水没等の被害、鉄工所からの油の流出に伴う農作物等への被害等が発生。

令和元年房総半島台風(台風第15号)(9.9)	
農作物等	745.3億円
農地・農業用施設	19.4億円
林野関係	31.6億円
水産関係	18.4億円
合計	814.8億円

・強い勢力で千葉県に上陸し、瞬間最大風速57mという猛烈な風を伴い、千葉県・茨城県を北上。
 ・農業用ハウスの倒壊、果実の落果、露地・施設野菜、水稲の被害、風倒木等が発生。

令和元年東日本台風等(台風第19号等)(10.10～26)	
農作物等	404.4億円
農地・農業用施設	2,101.3億円
林野関係	806.7億円
水産関係	133.8億円
合計	3,446.2億円

・大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸し、数百kmの範囲で暴風雨が吹き、関東・東北・北陸・東海地方を中心に記録的な大雨。
 ・河川決壊に伴う、農地や果樹園への流出土砂の堆積等が発生。

令和2年7月豪雨(R2.7.3～31)【令和2年8月20日時点】	
農作物等	175.0億円
農地・農業用施設	912.0億円
林野関係	833.3億円
水産関係	11.7億円
合計	1,932.0億円

・梅雨前線が停滞し、暖かく湿った空気が流れ込み続け、西日本から東日本の広い範囲で大雨となった。
 ・河川の氾濫による農地への土砂流入、農業用機械等の損壊、山腹崩壊、沿岸の流木被害等が発生。

- 農林水産省では、被災された農業者の方々が意欲を持って一日も早く経営再建に取り組んでいただけるよう、それぞれの災害の被害状況等を踏まえ、具体的な支援内容について迅速に決定。
- 支援対策公表後、被害が大きい地域で現地説明会を開催するなど、支援対策を加速化。

(1) 支援対策決定までの期間

災害名	発災日	支援対策決定	発災からの期間
令和元年房総半島台風(台風第15号)	R元.9.8~9.9	10.1	22日間
令和元年東日本台風(台風第19号)	R元.10.11~10.14	11.7	24日間
令和2年7月豪雨	R2.7.3~7.31	7.30	22日間※

※7/3~8にかけて停滞した梅雨前線による大雨被害について、気象庁が9日に「令和2年7月豪雨」と名称を定めたことから、7/9からカウント。7/3~8以降も大雨があり、8/4に気象庁は「令和2年7月豪雨」の期間について、7/3~7/31までとした。

(2) 主な支援対策の概要

【令和2年7月豪雨に係る支援対策】

1 災害復旧事業等の促進

査定前着工制度の周知、災害査定の効率化を実施。

2 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援

事前着工を可能にすること等により農業用ハウス・農業用機械・共同利用施設等の早期復旧を支援。

3 共済金の早期支払等

4 災害関連資金の特例措置

貸付利子を貸付当初5年間無利子化。

5 営農再開に向けた支援

被害果樹・茶の植替えや未収益期間に要する経費、追加防除・施肥、追加的な種子・種苗確保に要する経費等を助成。

6 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援

7 農地・農業用施設の早期復旧等の支援及び災害への対応強化と生産性の向上等を一体的に図る取組等への支援

農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動、鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

8 林野関係被害に対する支援

被災した山林施設等の早期復旧、荒廃森林、林道等の復旧整備、木材加工流通施設等の復旧等を支援。

9 水産関係被害に対する支援

漁場・漁港等に漂流・堆積する流木・土砂等の除去・回収・処理を支援。

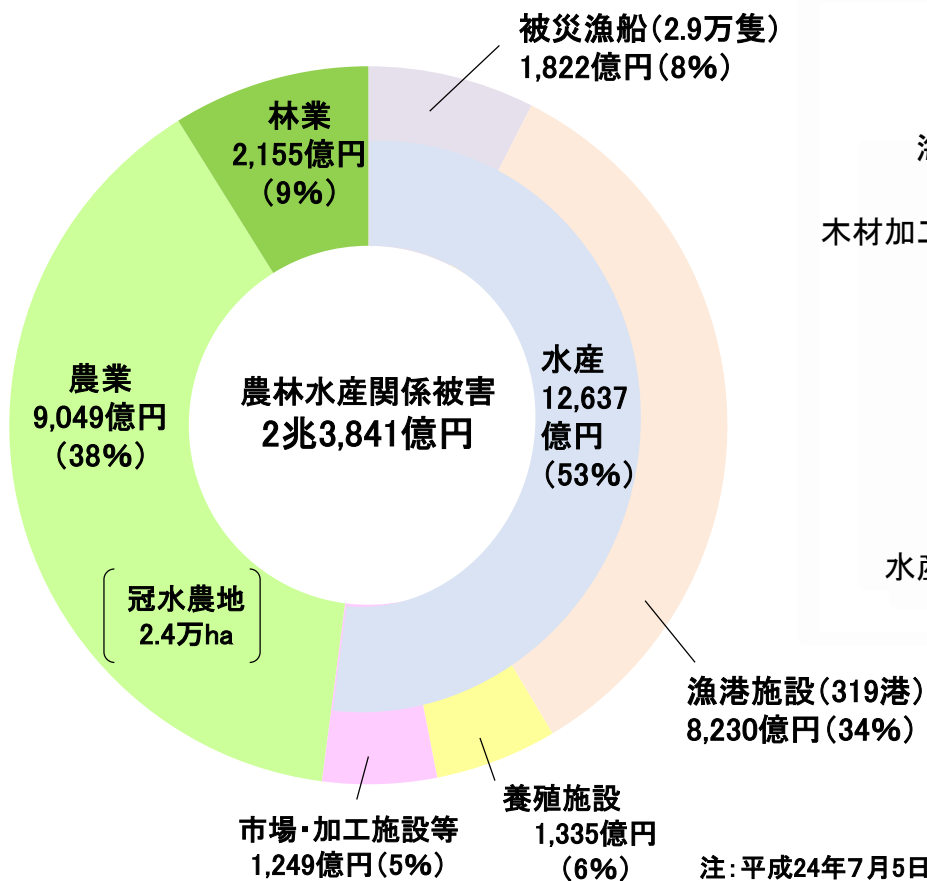
10 停電への対応 等

参考：令和元年台風等に係る特徴的な支援対策

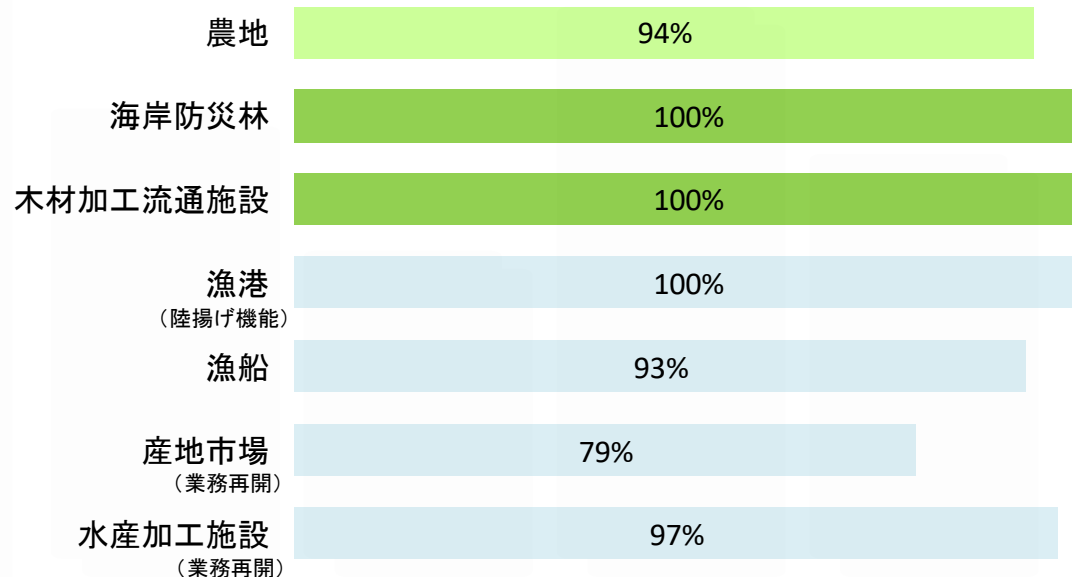
- ・油流出への対応
- ・堆積した稲わら等の撤去などの支援
- ・倉庫等に保管していた米が浸水により被害を受けた農家に対する支援 等

- 2011年3月11日に発生した東日本大震災における農林水産関係被害額は、農業9,049億円、林業2,155億円、水産1兆2,637億円の合計約2兆4,000億円。
- 東日本大震災の発災から10年目となり、地震・津波被災地域においては、農地、漁港等インフラについて、復旧はおおむね完了している。

○農林水産関係の被害



○農林水産業の復旧状況



- 注：
- 1 水産加工施設は令和元年12月末現在、その他は令和2年6月現在。
 - 2 農地は、農地転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地19,690haに対するもの（岩手県100%、宮城県99%、福島県73%）。
 - 3 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（復旧事業実施中も含む）。
 - 4 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。
 - 5 漁港は、被災した319漁港に対するもの（全て回復298漁港、部分的回復21漁港）。
 - 6 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。
 - 7 産地市場は、被災3県で被災した34施設に対するもの。岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。
 - 8 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する781施設に対するもの。

○ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けている国・地域の数は事故後の54から20まで減少）。引き続き、政府一丸となって緩和・撤廃に向けた取組を実施中。

○ 原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域

(2020年7月31日時点)

輸出先 国・地域	輸出額 順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,037億円 1位	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、 粉乳
中国	1,537億円 2位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、長野	全ての食品、飼料
		新潟	コメを除く食品、飼料
台湾	904億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国	501億円 5位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとら れた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉	水産物
マカオ	40億円 20位	福島	野菜、果物、乳製品、 食肉・食肉加工品、卵、 水産物・水産加工品

注：1 輸出額及び順位は、2019年確定値による。（出典：財務省「貿易統計」）

2 上記5か国・地域のほか、米国は日本での出荷制限品目を県単位で輸入停止。

3 中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

- 新型コロナウイルス感染症が国内で拡大して以降、国民へ食料を安定的に供給することを最大の使命とし、取組を展開。
- 学校休校やイベントの自粛、インバウンドの減少等により、農林漁業者・食品関連産業に大きな影響が及んだところ、農林水産省では第1次・第2次補正予算を合わせ約6,100億円の支援策を措置。

○食料の安定供給へ向けた取組

- 緊急事態宣言に先立ち、農林水産業・食品産業が事業を継続するための指針となるガイドラインをインフルエンザ特措法改正と同時に公表。
- 食品業界に対し、需要増に伴う増産や輸送手段の確保など食品の安定供給の確保を要請。
- 消費者に対し、食品の流通状況に関する情報提供を行い、冷静な購買行動について大臣よりメッセージを発信。

○農林漁業者・食関連事業者への支援

第1次・第2次補正予算 約6,100億円

- 第1次補正予算 5,448億円
 - 農林水産物等の販売促進、飲食業の需要喚起
 - 農林漁業者・食品関連事業者の事業継続・雇用維持
 - 農林水産物・食品の輸出の維持・促進とサプライチェーンの見直し
 - 第2次補正予算 658億円
 - 農林漁業者の経営継続のための措置
 - 農林漁業者等の資金繰り対策の強化
- ※ 1次補正等の運用改善も併せて実施

その他の支援策

- 花いっぱいプロジェクト ……花きの需要喚起
- プラスワンプロジェクト ……牛乳・乳製品の需要喚起
- #元気いただきますプロジェクト ……農林水産物等の販売促進

1月	15日	新型コロナウイルス陽性患者を国内で初確認
	30日	新型コロナウイルス感染症政府対策本部を設置 新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部を設置 農林水産省職員をチャーター機帰国邦人及びクルーズ船下船者等の宿泊施設に派遣し、食事及び飲食料品を提供
2月	27日	政府対策本部「全国の小中高校、特別支援学校の3月2日からの休校」要請
3月	10日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」とりまとめ
	13日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立、公布 省対策本部「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的ガイドライン」取りまとめ、公表
4月	7日	7都道府県に対して緊急事態宣言(5月6日まで)を发出
	13日	緊急事態宣言の実施区域を全都道府県に拡大(うち特定警戒都道府県:13都道府県)
	30日	令和2年度(第1次)補正予算成立
5月	4日	緊急事態宣言を全都道府県で5月31日まで延長(実施の必要がなくなったと認められるときは解除可能)
	14日	81の団体が、「新しい生活様式」を踏まえたガイドラインを策定・公表
	25日	5都道府県の緊急事態宣言が解除されたことにより、全都道府県の緊急事態宣言解除
6月	12日	令和2年度第2次補正予算成立

- 新型コロナウイルスによる影響が広がる中、国民生活に不可欠な「食料」の供給に関しては、現時点で大きな問題は発生していない。加えて、不測時に備え、主要穀物の備蓄も確保されている。
- しかし、国際的には、一部の食料輸出国が行った穀物等の輸出規制に対し、G20農相会合が懸念を表明するなど、食料供給をめぐるリスクが高まっており、我が国においても食料安全保障の強化を図り、国民への食料の安定供給に万全を期すことが必要。

これまでの対応

食料安全保障の基本的考え方

国民に対する食料の安定的な供給については、
 (中略) 国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせる必要がある。

(食料・農業・農村基本法第2条第2項)

これまでの主な対応

- 国内の農業生産基盤の維持・強化
- 米国など輸入先国との二国間関係の強化
- 米・麦など主要穀物の備蓄

現時点で国民への食料供給に大きな問題は発生していない。

食料安全保障の強化に向けた対応

喫緊の課題

- ・ グローバル化が進展し、新たな感染症の発生・蔓延など、食料供給を脅かすリスクも多様化する一方で、食料の安定供給への国民の要請は依然として強い。
- ・ このため、今後も起こりうる食料供給上のリスクに適切に対応するとともに、ポスト・コロナ時代の新たな生活様式による需要の変化にも対応していけるよう、国内の需給の状況を踏まえた関連施策の見直し・強化の検討が必要。

今後の検討が必要な対応

- ① **国内生産基盤の強化**
加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替えや国産麦・大豆の増産、輸出拡大による生産余力の向上など
- ② **フードサプライチェーンの強化**
産地と食品産業の連携・協業、生活様式の変化に対応した事業の転換や、物流拠点の整備、食品企業によるグローバルな供給網への参画など
- ③ **輸入食料の安定的確保**
海外も含めた穀物備蓄の増強、食料の需給状況の分析強化、輸入の多角化など
- ④ **国内での技術基盤の確保**
農林水産分野におけるスマート技術の開発・現場実装、スマート技術等を活用した農業支援サービスの育成、食品分野の新技术を活用した取組等を多角的に支援する新たな枠組の構築や知的財産等の保護・活用
- ⑤ **国民理解の醸成**
食料安全保障や農林水産業の役割への理解を促す国民運動の展開、子ども食堂・フードバンクへの食の提供支援など

総合的な食料安全保障政策を確立